

議案第 32 号

小松島市競輪事業臨時従事員の給与等に関する条例の一部を改正
する条例について

小松島市競輪事業臨時従事員の給与等に関する条例（令和元年小松島
市条例第 30 号）の一部を別紙のように改正する。

令和 6 年 3 月 4 日提出

小松島市長 中山 俊 雄

小松島市競輪事業臨時従事員の給与等に関する条例の一部を改正する 条例

小松島市競輪事業臨時従事員の給与等に関する条例（令和元年小松島市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「及び期末手当」を「，期末手当及び勤勉手当」に改める。

第6条第1項中「全時間に対して，」の次に「夜間勤務に係る」を加える。

第9条の次に次の1条を加える。

（臨時従事員の勤勉手当）

第9条の2 会計年度任用職員給与条例第25条の2第1項及び同条第2項において準用する同条例第25条第3項の規定は，名簿登録期間が6箇月以上の臨時従事員について準用する。この場合において，同条例第25条の2第1項中「パートタイム会計年度任用職員としての在職期間」とあるのは「臨時従事員としての名簿登録期間」と，同条第2項において準用する同条例第25条第3項中「会計年度任用職員として任用され，」とあるのは「臨時従事員として従事員名簿に登録され，」と，「パートタイム会計年度任用職員として任用された者の任期」とあるのは「臨時従事員として従事員名簿に登録された者の名簿登録期間」と，「前会計年度における任期」とあるのは「前会計年度における名簿登録期間」と，「任用に係る」とあるのは「名簿登録期間に係る」と，「第1項の任期が6箇月以上のパートタイム会計年度任用職員」とあるのは「名簿登録期間が6箇月以上の臨時従事員」と読み替えるものとする。

2 前条第2項の規定は，前項の規定による臨時従事員の勤勉手当の支給について準用する。

第11条第1項中「給与条例」を「小松島市職員の給与に関する条例（昭和32年小松島市条例第20号。以下「給与条例」という。）」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。